

令和7年度山形県看護師等キャリアアップ支援事業（概要）

1 内容

県民に対し安全で質の高い医療サービスの提供及び県内で働く看護師等のやりがいを醸成し離職防止及び県内定着等を図るため、令和7年度中に補助対象施設が負担する認定看護師教育課程受講、専門看護師教育課程受講、認定看護管理者教育課程サードレベル受講及び特定行為研修受講に要する経費の一部を助成する。

2 補助対象となる資格・研修

- (1) 日本看護協会が認定する『認定看護師』の資格
- (2) 日本看護協会が認定する『専門看護師』の資格
- (3) 日本看護協会が認定する『認定看護管理者サードレベル』（※200床未満の病院）
- (4) 日本精神科看護協会が認定する『精神科認定看護師』の資格
- (5) 保健師助産師看護師法第37条の2第2項第4号に規定する『特定行為研修』

3 補助対象施設

- (1) 病院
- (2) 診療所
- (3) 介護老人保健施設
- (4) 介護医療院
- (5) 訪問看護ステーション

4 補助対象経費（補助対象施設が令和7年度中に負担する次の経費）

補助対象施設が負担する認定看護師教育課程受講、専門看護師教育課程受講、認定看護管理者教育課程サードレベル及び特定行為研修受講に要する次に掲げる経費。

- (1) 代替職員人件費
給料、賃金、諸手当（職員の派遣期間中に限る）
- (2) 受講料
入学金、授業料、実習費、教材費（教科書及び参考書代を含む）
- (3) 派遣旅費
旅費（宿泊費及び滞在費を含む）

5 補助要件

認定看護師、専門看護師、認定看護管理者サードレベルの資格取得又は特定行為研修修了後、補助事業者の医療機関等（系列医療機関等を含む。ただし県内に所在するものに限る。）に継続して3年間勤務。

※『認定看護師、専門看護師、認定看護管理者サードレベルの資格が取得出来なかつた場合又は特定行為研修を修了できなかつた場合』及び『継続して3年間勤務しなかつた場合』は補助金の返還が発生します。

6 補助額

・認定看護師教育課程（感染管理分野に限る。）、専門看護師教育課程（感染症看護分野に限る。）

→1人当たり「4補助対象経費」の合計額に10／10を乗じて得た額（200万円を上限）

・上記以外の認定看護師教育課程、専門看護師教育課程、認定看護管理者教育課程サードレベル又は特定行為研修

→1人当たり「4補助対象経費」の合計額に1／2を乗じて得た額（100万円を上限）

※各補助対象施設に対し、人数に応じて補助金を交付。

7 今後のスケジュール

令和8年1月23日（金） 所要額調査票提出〆切 ※

令和8年2月下旬 補助金交付申請〆切

令和8年3月中旬 補助金交付決定

令和8年4月上旬 実績報告提出〆切

令和8年4月上旬から5月上旬 補助金実地検査

令和8年5月下旬 補助金支払い

※ 原則、令和8年1月23日（金）までに提出すること。

補助対象となる資格・研修 (R8.1現在)

(1) 日本看護協会が認定する認定看護師

(A課程 21分野：2026年度（令和8年度）で教育終了）

No.	分野名	No.	分野名
1	救急看護	12	透析看護
2	皮膚・排泄ケア	13	手術看護
3	集中ケア	14	乳がん看護
4	緩和ケア	15	摂食・嚥下障害看護
5	がん化学療法看護	16	小児救急看護
6	がん性疼痛看護	17	認知症看護
7	訪問看護	18	脳卒中リハビリテーション看護
8	感染管理	19	がん放射線療法看護
9	糖尿病看護	20	慢性呼吸器疾患看護
10	不妊症看護	21	慢性心不全看護
11	新生児集中ケア		

(B課程 19分野：令和2年度から教育開始)

No.	分野名	No.	分野名
1	感染管理	11	心不全看護
2	がん放射線療法看護	12	腎不全看護
3	がん薬物療法看護	13	生殖看護
4	緩和ケア	14	摂食嚥下障害看護
5	クリティカルケア	15	糖尿病看護
6	呼吸器疾患看護	16	乳がん看護
7	在宅ケア	17	認知症看護
8	手術看護	18	脳卒中看護
9	小児プライマリケア	19	皮膚・排泄ケア
10	新生児集中ケア		

(2) 日本看護協会が認定する専門看護師

No.	分野名	No.	分野名
1	がん看護	8	急性・重症患者看護
2	精神看護	9	感染症看護
3	地域看護	10	家族支援
4	老人看護	11	在宅看護
5	小児看護	12	遺伝看護
6	母性看護	13	災害看護
7	慢性疾患看護	14	放射線看護

(3) 日本看護協会が認定する認定看護管理者サードレベル(200床未満の病院)

実務経験が通算5年以上あること。（うち通算3年以上は看護師長相当以上の看護管理の経験）

(4) 日本精神科看護協会が認定する認定看護師

資格を所管する日本精神科看護協会で、平成27年度に従来の10領域を一本化する改正を行い、現在は分野ごとの認定ではなく「精神科認定看護師」に統一されている。

(5) 保健師助産師看護師法第37条の2第2項第4号で定める特定行為研修

No.	特定行為区分（21区分）	No.	特定行為区分（21区分）
1	呼吸器（気道確保に係るもの）関連	12	創部ドレーン管理関連
2	呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	13	動脈血液ガス分析関連
3	呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	14	透析管理関連
4	循環器関連	15	栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連
5	心嚢ドレーン管理関連	16	感染に係る薬剤投与関連
6	胸腔ドレーン管理関連	17	血糖コントロールに係る薬剤投与関連
7	腹腔ドレーン管理関連	18	術後疼痛管理関連
8	ろう孔管理関連	19	循環動態に係る薬剤投与関連
9	栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連	20	精神及び神経症状に係る薬剤投与関連
10	栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連	21	皮膚損傷に係る薬剤投与関連
11	創傷管理関連		

※ 領域別パッケージ研修を含む。